

医療法人社団東方会 指定短期入所療養介護運営規程

〔平成31年3月12日〕
東方会規定第1号

(目的)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化にともない介護が必要なものに対して短期入所療養介護等を実施するため、管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運営方針)

第2条 おおやま病院介護医療院（以下「介護医療院」という。）は、被保険者の選択により、心身の状況、そのおかれている環境に応じて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(実施事業)

第3条 介護医療院は、次の指定居宅サービス事業を実施する。

短期入所療養介護事業

(職員等)

第4条 介護医療院に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 管理者 医師 1名

管理者は、指定介護医療院の運営管理及び指定介護医療院の利用の調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 常勤医師 3名以上（うち1名は管理者兼務）

医師は、入所者の健康状態に注意し健康保持のための適切な処置を行う。

(3) 看護職員 看護師及び准看護師 10名以上

看護職員は、入所者の日々の健康状態を確認し保健衛生上の指導や看護を行う。

(4) 介護職員 介護福祉士及び介護職員 12名以上

介護職員は、入所者の入浴や給食等の生活介助及び援助を行う。

(5) 介護支援専門員 常勤 1名以上

要介護者の相談に応じ、施設サービス及び居宅サービスの利用調整を行う。

2 指定介護医療院には、前項のほか薬剤師、栄養士及びその他必要な職員を置く。

(療養及び介護の内容)

第5条 指定介護医療院の管理者(以下「管理者」という。)は、サービス目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載した療養介護計画を作成するものとする。

2 利用者の病状に照らし適切な診療及び自立の支援と日常生活の充実のための指導を行う。

3 1週間に2回、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

4 利用者の排泄の自立について必要な援助を行うとともに、おむつなどを適切に取り替える。

(食事の提供)

第6条 利用者の食事は、栄養並びに身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものを適切な時間に提供する。

(機能訓練)

第7条 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り日常生活の自立を促進するための機能訓練を行う。

(利用料等)

第8条 指定介護医療院が第5条に規程する指定居宅サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、法定負担割合の額とし、介護医療院に納入しなければならない。

2 食材料費に相当する費用を病院に納入しなければならない。

3 当該指定居宅サービスの法定外費用として、次の各号に掲げる実費を徴収する。

(1) 個室利用に伴う部屋代

(2) 行事参加費

(3) 理美容代及び洗濯代

(4) 保険外の日用品費

4 前3項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して説明をし、同意を得て受領するものとする。

(送迎の実施地域)

第9条 送迎が必要な場合の実施地域は、原則として旧大山町の地域とする。

第10条 介護医療院は、毎月富山市等に対し、指定居宅サービスの実施状況に関する書類を提出しなければならない。

(秘密保持等)

第11条 指定介護医療院の職員は、正当な理由がなくその事実を知りえた利用者等の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずるものと

する

(経理)

第12条 指定居宅サービス事業の経理については特別会計を設けるものとし、会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(案内)

第13条 指定居宅サービス事業の運営概要及びサービスの選択に必要な事項を見やすい箇所に掲示する。

文書の保存)

第14条 介護医療院は、指定居宅サービス事業に係る施設設備、備品、職員及び会計等に関する諸帳簿並びに諸記録の整備を行わなければならない。

2 指定居宅サービス事業に関する記録書類を完結の日から5か年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。